

## 台湾の環境アセスにおける市民参加

台湾の環境アセスは第一段階と第二段階に分けられ、地元住民及び環境保護団体は書面で意見を陳述するだけでなく、対面の参加機会も設けられている。

第一段階のアセスは簡易アセスで、日本にはない手続である。事業者が環境影響評価説明書（以下「説明書」という）を作成し、環境主務官庁が環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると判断した場合に、第二段階の環境アセスの手続が行われる。第二段階のアセスを行わない場合には、事業者による公開説明会が開催されるが、これは住民の意見聴取ではなく、単なる説明会である。

第二段階において、事業者は、説明書を周知し、説明会を開催する。関係機関及び住民は、事業者に意見書を提出することができる。また、事業者ではなく、環境主務官庁が事業主務官庁、関係機関、団体、学者及び住民代表を招いて意見を聴取し、スコーピングに関する事項（実施できる代替案の確認、環境アセスの項目の確認等）を決定する。その後、事業者が環境影響評価書案を作成し、事業主務官庁が、環境主務官庁、環境影響評価委員会（以下「委員会」という）委員、関係機関、有識者、学者、団体及び住民を招き、現地調査を行い、公聴会を開催し、現地調査記録、公聴会記録等を環境主務官庁に送付する。環境主務官庁は、評価書案、委員会の開催情報、会議記録等をインターネットで公開し、委員会が当該事業を実施すべきではないと判断した場合、事業主務官庁は開発を許可することはできないとされている。

即ち、台湾の環境影響評価法においては、①事業者が開催する説明会、②意見書の提出、③スコーピング、④現地調査、⑤公聴会等で市民参加の機会が確保されている。これに加え、住民代表、関係団体等が事前に申請すれば、委員会に参加して意見を陳述することもできる。

しかし、台湾の環境アセスにおける住民参加にはいくつかの問題点がある。まず、台湾では、これまでの運用上、第二段階のアセスに進んだものは少なく、また、第一段階の市民参加の規定が不十分である。そのため、住民が意見を言う機会を奪われ、何も知らないうちにアセス審査が完了する可能性もあり、実際に大きな抗議が起こった。近年、台湾の行政裁判所が第二段階のアセスが不要であるという審査結果を取消した。開発行為環境影響評価作業準則という法規命令も改正され、第一段階の説明書が作成される前の情報公開、意見陳述、公開会議の開催等を義務付けている。

次に、第二段階のアセスで、公聴会も義務付けられている。事業者が開発計画のメリットを宣伝する一方で、住民は不満を示すというのが通例である。そのため、「言いっぱなし、聞きっぱなし」の状況になり、公聴会は形式的になりがちである。しかも、委員会への参加は、参加者の人数、発言時間等が制限されているため、市民の意見陳述権が十分に保障されているとは言えない。インドでは、環境裁判所は、公聴会で示された懸念を考慮するのは重要である

と強調している。台湾でも、事業者は意見陳述者、意見の内容、意見の採用又は不採用の理由、意見に基づく修正点等を評価書に記載しなければならないと定めている。しかし、住民が委員会の審査会議に参加する場合の意見の取扱い方法については明確に規定されていないため、従来、委員がこれを無視して審査結果を出すという状況も少なくなかった。

環境アセスにおいて、住民参加はどの程度で保障されるべきなのか。開発計画及び産業政策が事業想定地域の環境にどのような影響を及ぼすかは、科学的及び専門的な知識を要する。しかし、事業想定地域の歴史、地理、自然及び文化等詳細については、当該地の住民が最も身近に知るところである。長期間暮らしている地元住民は地域の情報に理解が深いため、住民に意見又は助言を求めれば、より有効な決定又は政策が形成できると考えられる。また、政策評価には多様な主体の利害に関する様々な問題が絡むので、多様な主体が協働することにより、紛争を解決することができるであろう。それ故、住民は環境アセス手続において事業者、行政庁と対等なパートナーとしてコミュニケーションし、相互の熟議による合意形成の仕組みが重要であると思われる。行政手続法によれば、行政庁が必要であると思う場合には、聴聞会を開催することができる。聴聞会は意見聴取だけの公聴会とは異なり、住民と事業者が争点をめぐって、お互い議論することを志向する。従来、行政庁が裁量より聴聞会を開くことがなかったが、台湾の中部科学工業園區第三期計画については、周辺住民及び立法院の要請に応じ、環境アセスの手続で初めての聴聞会が開催された。聴聞会で聴聞主宰者によって論点が整理され、住民からの質問及び陳述に対し、事業者は証拠及び説明を提出しなければならない。発言時間は制限されず、それぞれの議題に対して事業者と周辺住民、市民、環境運動団体が初めて対等の立場で議論した。双方が弁明及び議論するとともに、公開されていなかった情報が収集され、事実と解決されていなかった疑問も明らかにされた。会議時間は4時間の予定であったが、8時間もかかった。行政手続法では、聴聞会の内容を十分考慮しなければならないとされている。それ故、とりわけ住民に対し居住権、財産権、身体及び生命権等を侵害する恐れがある重大な開発案については、環境アセス手続における聴聞手続が実施されるべきであると思われる。

また、参加の時期についても、計画が固まる前の早期段階の参加ならば、柔軟に住民の意見を反映することができる。現在、台湾の行政院環境保護署は第一段階における市民参加に関する改正案を作成している。草案は、環境主務官庁が説明書を受領した際、委員会委員とともに、事業想定地域で公開会議を開催し、住民意見を求める一方で、住民の生活経験及び意見を踏まえて視察のコースを決めて、現地調査を行うことを構想している。そして、環境主務官庁は住民意見を求めた後、事業者に回答するように要求し、対照表を作成しなければならない。求められた住民意見、委員の質問及び意見、事業者の回答をまと

め、インターネットで公開するという内容である。関心をもつ住民はインターネットの内容をチェックした後、事業者の回答が不十分であると思う場合には、また委員会で意見を陳述することができるようにする予定がある。つまり、早めに住民意見の聴取及び現地調査の実施、住民意見に対する明確な答えを要求できるようにすることを重視している。この改正案の成立及びその実施状況を注視する必要がある。